

- 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発 0528 第4号厚生労働省医政局長通知）本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
医政発 0528 第 4 号	医政発 0528 第 4 号
令和 3 年 5 月 28 日	令和 3 年 5 月 28 日
医政発 1001 第 6 号	医政発 1001 第 6 号
令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日
医政発 1228 第 9 号	医政発 1228 第 9 号
令和 4 年 12 月 28 日	令和 4 年 12 月 28 日
医政発 0331 第 8 号	医政発 0331 第 8 号
令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 3 月 31 日
医政発 0401 第 31 号	最終改正 医政発 0401 第 31 号
令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
<u>最終改正 医政発 0401 第 19 号</u>	
<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>	
各 (都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長)	各 (都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長)

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第13条第1項に規定する再編計画の認定（同法第13条の5第1項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の2の2第1項に規定する再編計画の認定（同法第12条の6第1項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記	記
<p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>令和3年5月28日から令和<u>10</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10(本則1000分の20)とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2(本則1000分の4)とする。</p> <p>(2) 医療機関の手続</p> <p>再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、</p> <p>① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第30条の5</u>の規定に基づき、別添様式の租税</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>令和3年5月28日から令和<u>8</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10(本則1000分の20)とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2(本則1000分の4)とする。</p> <p>(2) 医療機関の手続</p> <p>再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、</p> <p>① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第31条</u>の規定に基づき、別添様式の租税特別</p>

特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

② （略）

3 照会・申請先

（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階

北海道厚生局健康福祉部医事課

TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階

東北厚生局健康福祉部医事課

TEL：022-726-9263

（関東信越厚生局）

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F

関東信越厚生局健康福祉部医事課

TEL：048-740-0754

措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

② （略）

3 照会・申請先

（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階

北海道厚生局健康福祉部医事課

TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階

東北厚生局健康福祉部医事課

TEL：022-726-9263

（関東信越厚生局）

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F

関東信越厚生局健康福祉部医事課

TEL：048-740-0754

(東海北陸厚生局)

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎  
第3号館3階

東海北陸厚生局健康福祉部医事課

TEL : 052-971-8836

(近畿厚生局)

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル7階  
近畿厚生局健康福祉部医事課

TEL : 06-6942-2492

(中国四国厚生局)

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビ  
ル2階

中国四国厚生局健康福祉部医事課

TEL : 082-223-8204

(四国厚生支局)

〒760-0019 香川県高松市サンポート 3番 33号 高松サンポー  
ト合同庁舎北館4階

四国厚生支局健康福祉課

TEL : 087-851-9566

(東海北陸厚生局)

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎  
第3号館3階

東海北陸厚生局健康福祉部医事課

TEL : 052-971-8836

(近畿厚生局)

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル7階  
近畿厚生局健康福祉部医事課

TEL : 06-6942-2492

(中国四国厚生局)

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビ  
ル2階

中国四国厚生局健康福祉部医事課

TEL : 082-223-8204

(四国厚生支局)

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワ  
ー9階

四国厚生支局健康福祉課

TEL : 087-851-9566

(九州厚生局)

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2階

九州厚生局健康福祉部医事課

TEL : 092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生(支)局にご確認ください。

(九州厚生局)

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2階

九州厚生局健康福祉部医事課

TEL : 092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生(支)局にご確認ください。